

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第7号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条、第9条関係）		別表（第6条、第9条関係）	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(8) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(8) (略) <u>(9) 超高温瞬間殺菌装置</u>	(略) <u>980円</u>
2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装 置 (2)～(6) (略)	<u>3,110円</u> (略)	2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装 置 (2)～(6) (略)	<u>2,200円</u> (略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。